

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成18年9月1日

# 西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可

~兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域-異行政区域間におけるイーサネット インターフェース形式の回線サービスの提供~

総務省は、本日、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。) から申請のあった活用業務(日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務のことをいいます。)について、認可しました。

本年6月29日、西日本電信電話株式会社から総務大臣に対して、活用業務を営むことについて、認可申請がありました。申請のあった活用業務の内容は、「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域ー異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」です。当該申請を受けて、同年7月20日に総務省の考え方を公表するとともに、広く関係者の意見を求める観点から、同年8月18日まで意見募集を行ったところです。

総務省では、意見募集で提出された意見を踏まえて審査した結果、認可する こととしたものです。

意見提出者は別紙 1、寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙 2 のとおりです。なお、提出された意見の内容については、準備が整い次第、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](http://www.e-gov.go.jp)のパブリックコメント欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

#### <添付資料>

- ○別紙1 意見提出者一覧
- ○別紙2 寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方
- ○参考資料 NTT西日本の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

### <関連報道資料>

〇西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募集(平成18年7月20日公表)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060720\_3.html

連絡先:総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

(担当:富岡課長補佐、桃井専門職)

電話:(代表) 03-5253-5111(内線) 5837

(直通) 03-5253-5837

FAX: 03-5253-5838

「西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する意見募 集」に対する意見提出者の一覧

(五十音順、敬称略)

意見提出者(計4者)		
ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長	孫正義
BBテクノロジー株式会社	代表取締役社長	孫正義
日本テレコム株式会社	代表執行役社長	倉重 英樹
ボーダフォン株式会社	代表執行役社長兼CEO	孫 正義

# NTT西日本の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域ー異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

## 意見招請時の考え方

# NTT法第2条第5項においては、N TT東西の活用業務の認可申請に関して、

- (1)地域電気通信業務等の円滑な 遂行に支障を及ぼすおそれがなく、

当該活用業務は、兵庫県の情報通信基盤の構築のために、兵庫県という特定のユーザを対象として区間限定的に行うものであるため、NTT西日本につてあることとしている措置につきては、既往の措置事項を列挙してきたものであり、現時点においては、一定の営業面でのファーウォールの措置が講じられていると考えられる。

# 提出された意見【意見提出者】

NTT東西の活用業務認可はガイドラインに即して審査が行われていますが、現状の活用業務認可の基準については、個々の案件ごとに「おそれ」の有無を審査することに終始しており、認可基準としては不十分なものと考えます。活用業務の認可は、NTT東西の業務範囲を拡大するという、電気通信市場の競争環境に大きな影響を与えるものです。このため、中長期的な視点での競争環境及びユーザへの影響等について分析を行うことが不可欠ですが、現状の認可基準はこうした観点が不足しており、見直すべきと考えます。

ガイドラインは、平成13年12月の公表時に「ガイドラインを施行後1年を目処に見直すこととし、その後も市場の状況等を注視しつつ適宜見直しを行う」とされていたところですが、ガイドラインの公表以来見直しは実施されておりません。従って、直ちにガイドライン及び認可基準について再検討を実施し、必要な見直しを行うことが必要です。

現在意見募集に付されている「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する 懇談会」報告書案においても、『本来業務である「地域通信業務を営むための経営資源 を活用する」という活用業務認可制度本来の趣旨について、再検証が行われるべきであ る。』とされており、弊社共はこの考え方に賛同するところです。この点からも活用業 務制度の趣旨及びガイドライン・認可基準等の活用業務に係る運用に関し、現状に即し て再検証を行い、運用の見直しを図るべきと考えます。

【ソフトバンクBB、BBテクノロジー、日本テレコム、ボーダフォン連名】

営業面でのファイアーウォールに関しては、「既往の措置事項」により措置が講じられているとされておりますが、そもそも「既往の措置事項」自体が不十分なものと考えます。

「既往の措置事項」については、単にNTT西日本の社内においてマニュアルの整備、社員指導等を行っているとしているものであり、営業面でのファイアーウォールが有効に担保されていることを示すものではありません。従って、NTT西日本の側において、マニュアルの整備、社員指導等が有効に機能し、営業面でのファイアーウォールが担保されていることを挙証することが必要と考えます。

また、本質的な営業面でのファイアーウォール確保のためには、活用業務との一体的な営業体制、料金請求、顧客情報の利用等について禁止することが必要です。 【ソフトバンクBB、BBテクノロジー、日本テレコム、ボーダフォン連名】

## 提出意見に対する総務省の考え方

ガイドラインは、NTT東西による各種取組の状況や市場の状況を注視しつつ、具体的な事例の積重ねを通じて適宜見直しを行うこととしており、その際には、パブリックコメントを招請する予定である。

パラメータ4についてNTT西日本が講ずることとしている措置について、措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、必要に応じて更なる実施状況の報告を求めることを含め、個別に適切な対処を行っていく考えである。

西日本電信電話株式会社の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争 を確保するために講ずる具体的な措置」

## 1 ネットワークのオープン化

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、既に構築している県間伝送路は、県間のIP通信網サービス(平成15年2月19日活用業務の認可取得)の認可に際し付された条件1に従い、提供条件を公表することにより接続等の迅速性・公平性を確保しており、新たに県間伝送路を構築する場合についても同様に接続等の迅速性・公平性を確保する考えである。

また、本サービスの提供に使用する県内伝送路については、市販装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、中継光ファイバ、コロケーション等の接続に必要な情報は第一種指定電気通信設備として開示するなど、既に実施しているオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されている。

## 2 ネットワーク情報の開示

本サービスの実施に際して必要となる県間伝送路については、光ファイバ等により構築するものであり、既に地域電気通信業務として提供しているイーサネットインターフェース形式の回線サービスの接続に必要なインターフェース条件に変更はないことから、接続約款又は契約約款において規定済みのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考える。

## 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本サービスについては、ユーザが限定されており、他事業者も同様のサービスを提供可能なことから、当社のOSSを必要不可欠なものとして利用することはないと考えている。

なお、本サービスの提供にあたっては、既に構築している県間伝送路は、 県間の I P通信網サービスの認可に際し付された条件 1 に従い、当該県間区 間において所有する光ファイバの未利用芯線情報等について既に公表してお り、新たに県間伝送路を構築する場合についても同様に実施していく考えで ある。

### 4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要

の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意 することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
  - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しない こと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
  - iii) I D管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。 等
- 5 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算 を行うことにより、県内のイーサネットインターフェース形式の回線サービ スに関する業務と会計を分計する考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

### 6 関連事業者の公平な取り扱い

本サービスの提供にあたっては、既に構築している県間伝送路は、県間の I P 通信網サービスの認可に際し付された条件 1 に従い、所有する当該県間 伝送路については既に提供条件を公表している。新たに県間伝送路を構築する場合についても同様に提供条件を公表していく考えである。

#### 7 実施状況等の報告

1~6の各種措置の実施状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する。